

改正

平成27年2月1日大豊町要綱第3号

平成27年4月1日大豊町要綱第32号の3

令和2年4月1日大豊町要綱第20号

大豊町地域おこし協力隊設置要綱

(設置)

**第1条** 人口減少や高齢化等の進行が著しい本町において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住、定着を図るため、地域おこし協力隊推進要綱（平成26年12月3日付総行応第232号。以下「推進要綱」という。）に基づき、大豊町地域おこし協力隊（以下「地域おこし協力隊」という。）を設置する。

(身分)

**第2条** 地域おこし協力隊の隊員（以下「隊員」という。）の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員とする。

(地域おこし協力隊の活動)

**第3条** 地域おこし協力隊は、地域力の維持・強化に資する次に掲げる活動を行う。

- (1) 都市と農山村地域の交流事業の支援
- (2) 地域資源（観光・特産品）の発掘、振興
- (3) 農林業の振興に係る支援
- (4) 健康づくりに係る支援
- (5) 地域行事に係る支援
- (6) その他地域活性化に係る活動

(地域おこし協力隊員)

**第4条** 隊員は、次の各号の要件をすべて満たす者のうちから、町長が任用する。

- (1) 生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から大豊町内へ移し、住民票を異動させた者（町内において異動した者及び任用を受ける前に既に町内に定住・定着している者（既に住民票の異動が行われている者等）については、原則として含まない。）ただし、「地域おこし協力隊」であった者（同一地域における活動2年以上、かつ解任1年以内）で、3大都市圏外のすべての市町村及び3大都市圏内の条件不利地域に拠点を移し、住民票を異動させた者は含めることとする。
- (2) 過疎地域の活性化に意欲があり、地域になじむ意思のある者

(隊員の任期及び任用)

**第5条** 隊員の任期は、最長3年とする。

- 2 隊員の任用期間は、任用された会計年度の末日までとし、再度任用することができるものとする。
- 3 再度任用する場合には、1会計年度を単位として行うものとする。
- 4 町長は、隊員としてふさわしくないと判断した場合には、任用期間中であっても解任できるものとする。

(活動に関する経費)

**第6条** 町長は、第3条に規定する活動に必要な経費を予算の範囲内で支給する。

(勤務条件等)

**第7条** 隊員の通勤手当、特別報酬、有給休暇、勤務時間、福利厚生及び公務災害（以下「勤務条件等」という。）については、大豊町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年大豊町条例第30号）及び大豊町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年大豊町規則第3号）の定めるところによる。

- 2 隊員の活動報酬は、大豊町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の定めるところによる。
- 3 隊員の活動日は、一般職員の例による。この場合において、町長は隊員に活動を要しない日において特に活動することを命じた場合は、活動を要するいずれかの日を、活動を要しない日に変更し振り替えることができる。

4 隊員の活動時間は、1日につき7時間の活動を原則とする。この場合において、標準的な活動時間は、午前8時30分から午後4時30分までとし、休憩時間は正午から午後1時までとする。活動時間は活動内容により7時間を超えない範囲で変更できるものとする。

(町の役割)

**第8条** 町は、地域おこし協力隊の活動が円滑に実施できるように、次に掲げることを行うものとする。

- (1) 地域おこし協力隊の年間事業計画の作成
- (2) 地域協力活動に関するコーディネート
- (3) 地域協力活動終了後の定住支援
- (4) その他地域おこし協力隊の円滑な活動に必要なこと。

(委任)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

**附 則** (平成27年2月1日大豊町要綱第3号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則** (平成27年4月1日大豊町要綱第32号の3)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則** (令和2年4月1日大豊町要綱第20号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。